

第1章 地域・職域健康管理総合化モデル事業の概要

これまで成人に対して行われている保健事業は、老人保健法、健康保険法及び国民保険法、労働安全衛生法等、地域保健や職域保健に関係する根拠法令によって、目的、対象者、実施主体、事業内容等が異なっており、健康診査の受診者に対して健診情報の適切な提供や一貫した保健指導が行われず、効果的な健康管理がほとんど行われていない状況にあった。しかし、高齢化が急速に進む中、生活習慣病を予防し、活力ある高齢社会を構築するためには、青壮年期における健康管理に対する支援が重要であり、この期間に地域及び職域で行われる保健事業を連携して実施することが大切である。

そこで、平成11年度から平成12年度にかけて「生活習慣病予防のための健康診査等の保健事業の連携の在り方に関する検討会」を開催し、地域及び職域を対象に行われているそれぞれの健康診査等の保健事業について整理を行い、地域及び職域の保健事業の連携について、主として過去の健診情報の共有や活用を中心に、①生涯を通じた健康管理、特に過去の健診情報の活用、②地域及び職域を含めた健診情報の把握、③健診情報等から見た効率的な保健事業の実施、④地域及び職域において整合性のとれた保健指導方法の推進、の4つの視点から検討を行い、平成13年3月に中間報告が提出されている。

生涯を通じた健康管理においては、①医療機関受診の際に過去の健診情報を十分に活用していないこと、②個人での健診情報の管理が不十分であること、③健診受診機関における健診情報の保存が不十分であること、④健診情報の電子化・標準化が遅れていること、⑤各実施主体によって健診項目が一致していないこと、⑥健診の外部及び内部の精度管理の方法が不統一であること、⑦健診情報の用語が不統一であること等が指摘されている。そしてこれらの指摘を受けて、①個人の同意を得た上で、健診情報を生涯を通じて総合的に集中管理、保存するシステムの構築、②個人単位の健診情報を生涯にわたり大量に蓄積、分析等を効率的に行い、健診情報の有効活用を図るための健診情報の電子化による活用の推進を主たる目標に掲げた。

他の検討課題においては、現状では地域保健及び職域保健との連携がほとんどなく、それぞれの保健事業の実施主体間で情報交換が不十分であることや地域特性を踏まえた保健計画が不十分であること等が指摘され、連携推進のための組織の設置や保健事業の情報や保健指導の内容について共有化したり、共同で研修会を開催すること等が課題として挙げられている。これらの現状や問題点に対する方策の提言に基づいてこのモデル事業を実施することとなった。

1. 地域・職域健康管理総合化モデル事業の目的

地域・職域健康管理総合化モデル事業（以下「モデル事業」という）の目的は、国民の生涯にわたる健康づくりの推進を図るため、地域及び職域の健診情報を活用することにより、国民が生涯を通じた健康づくりを自ら実践することを支援すると

ともに、保健事業実施者がその事業を評価し、適切に実施することを支援するものである。

2. モデル事業の実施地域

大部分の住民の住居から職場への移動が実施地域の範囲内であるような地域で、事業所や保険者などの職域健診実施者から都道府県に提供された健診情報を地域における保健事業に有効に活用できる市町村を含み、実施地域内の多くの市町村及び可能な限り多くの職域健診実施者が事業に参加できるような地域である条件を設定し、秋田県、茨城県、高知県の3県で実施した。

3. 実施主体

事業の実施主体は国であり、国が都道府県に委託して実施した。

4. 実施期間

平成13年度から14年度の2年間

5. モデル事業の構成員

都道府県、保健所、市町村、事業者、受託健診機関、都道府県医師会、労働基準監督署、地域産業保健センター、大学等の関係機関で構成された。

6. モデル事業の内容

事業内容については、モデル事業県によって若干異なる部分もあるが、実施された主なものを下記に列挙した。

(1) 健診情報標準化推進協議会の設置

健診情報標準化推進協議会（以下「推進協議会」という。）の運営の責任機関は都道府県が担い、推進協議会の委員には、上記の関係機関の他、勤労者代表、住民代表等が含まれていた。

推進協議会の役割は、事業運営及び関係機関との調整、健康診断情報に関する取扱い及びその利用に関する規定等の作成、健診情報の取り扱いに関する個人の同意の取得に関する規則等の作成、健診項目やデータ収集項目の検討等の役割を担っていた。

(2) モデル事業におけるコンピューターシステムの構築

都道府県は、市町村及び職域における健診データを総合管理し、就業者の健診情報を市町村へ送付する「健康管理総合化システム」を開発する。また、「健康管理総合化システム」において集積したデータを用いて分析し、地域住民の健康状態を評価する「地域診断システム」を開発する。

市町村及び職域等において使用している既存の健診情報管理システムに保管されている健診データを、「健康管理総合化システム」に送付するための「健診データ標準化インターフェース」を整備する。

(3) 個別指導等の事業の実施

「健診データ標準化インターフェース」を介して、退職者等の健診情報を「健康管理総合化システム」から市町村の「個別指導システム」に送信する。さらに市町村は「健康管理総合化システム」から送付された退職者等の健診情報をもとに保健指導対象者を選定し、個人に応じた保健指導を実施する。

また、職域と地域の実情を考慮して、利用可能な保健資源を活用し、健康づくり事業を共同で実施する。

さらに、対象者自身の健康への関心度を高める材料として、健診情報提供システムから出力される過去5年間の個人の健診情報を時系列で提供する。

(4) 事業予算

平成13年度予算額	101,202千円
平成14年度予算額	53,610千円

7. モデル事業のしくみ

モデル事業の概念図は、以下の通りである。

地域職域健康管理総合化モデル事業

- ①健康管理総合化の推進
- ②過去の健診情報を活用した個別指導システムの整備等

